

報酬あり！

統計調査員募集中！

令和5年住宅・土地統計調査の調査員を募集します！



下松市PR部長
くだまる

統計調査員とは

統計法に基づいて国が実施する各種統計調査において、調査対象の世帯や事業所などを訪問し、調査内容の説明、調査票の配布・回収・点検などを行っていただきます。調査期間中の身分は、国又は県の非常勤公務員になります。

住宅・土地統計調査の概要

住宅・土地統計調査は、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする統計調査で、5年ごとに実施されます。この調査の結果は、住生活基本法に基づいて作成される住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の企画、立案、評価等の基礎資料として利用されます。

お問い合わせ先

〒744-8585

下松市大手町3丁目3番3号

下松市企画政策課企画統計係

TEL : 0833-45-1804 Mail : kikaku@city.kudamatsu.lg.jp



下松市ホームページQR



企画政策課宛てメールQR

※裏面に仕事内容、報酬、応募資格などを掲載しています！

仕事内容（予定）

- ▶8月上旬
調査員事務打合せ会（説明会）への出席
- ▶9月上旬～中旬
担当調査区域の確認、地図・名簿作成など
- ▶9月下旬
調査対象世帯へ調査票の配布・記入依頼
- ▶10月上旬～中旬
調査票の回収（希望世帯のみ）、未回答世帯への督促など
- ▶10月中旬～下旬
調査関係書類の検査・提出

報酬

55,000円程度（平均）

- ※前回調査(H30)に基づいた金額のため、実際とは異なることがあります。
- ※担当する調査地域の数や件数などによって金額は増減します。
- ※交通費などを含みます。

応募資格

- 1 統計調査事務を責任をもって遂行できる方
- 2 調査活動を通じて知り得た事項の秘密を守れる方
- 3 税務・警察・選挙に直接関係ない方
- 4 原則として20歳以上の健康な方
- 5 暴力団員でなく、暴力団や暴力団員と密接な関係を持たない方

応募方法

以下のいずれかの方法でご応募ください。

①フォームに入力



入力フォームQR

②申込書を提出

市企画政策課企画統計係（表面お問い合わせ先）に申込書を提出してください。（郵送、メール添付可）
申込書の様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか窓口配置しています。

- ※申込み後、調査に従事していただく方には、市担当者からメール、電話等でご連絡を差し上げます。
- ※応募が定数に到達した場合、調査に従事できないことがあります。